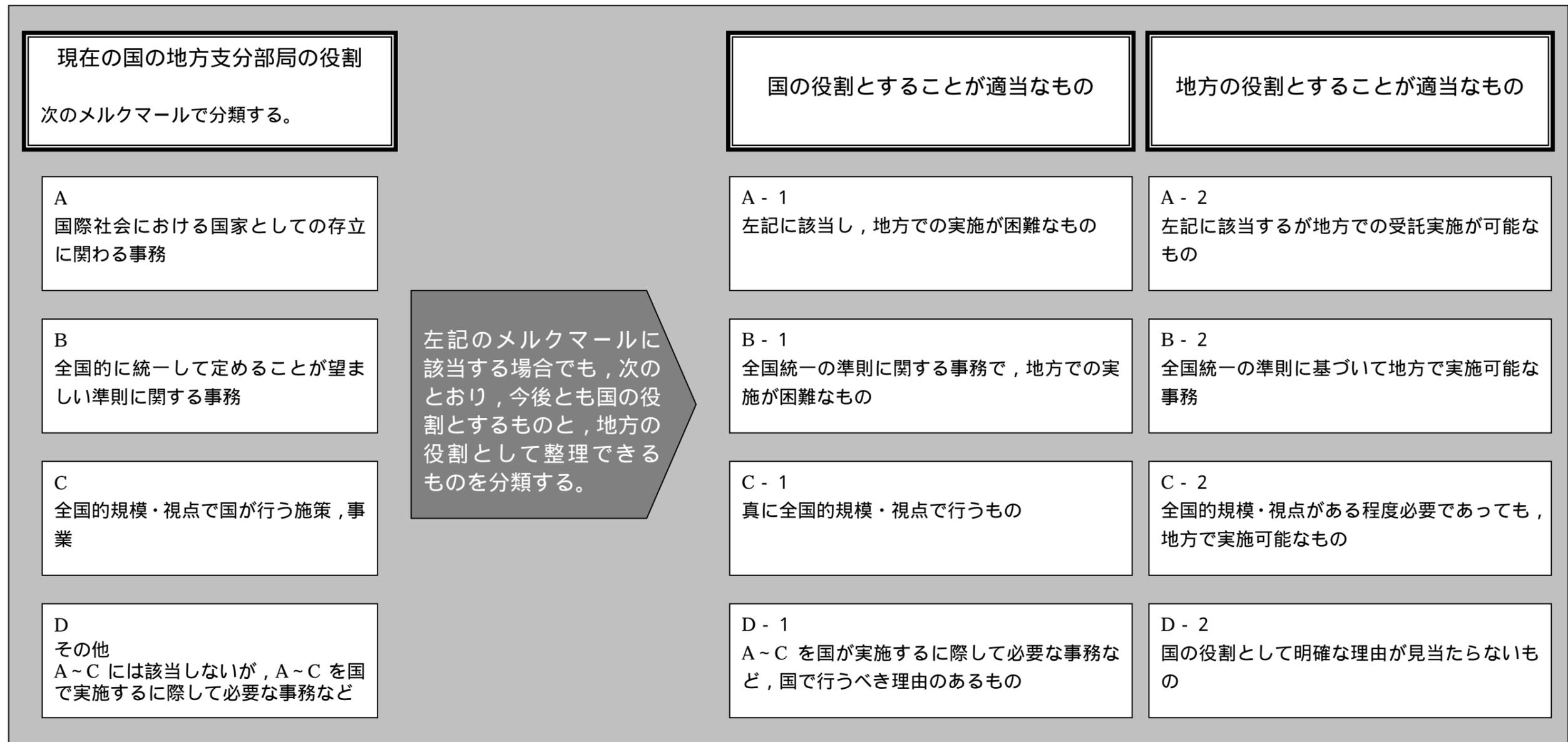


国と地方の役割分担の検討（試案）
国地方支分局のあり方

国の地方支分部局の事務の分類の考え方（試案）



国の地方支分部局のあり方について〔試案〕（凡例：網掛け部分は、引き続き、国が担うと考えられる事務）

省庁名	地方支分部局	主な事務事業	引き続き国の役割として考えられるもの				道州又は基礎自治体へ移管すべきと考えられる事務				主たる移管先			
			国家存立に係わる事務	全国統一的な準則事務	全国規模・視点で行う事務	本省への移管	のうち、地方実施可能事務	のうち、地方実施可能事務	のうち、地方実施可能事務	本来、国の役割とすべき理由のない事務	道州	基礎自治体		
国土交通省	地方整備局	・宅地、国営公園の整備・管理												
		・建設業、不動産業の指導監督												
		・都市計画、住宅・建築に指導・監督												
		・地方公共団体等への補助事務												
	地方運輸局	・都市交通その他地域的な交通に関する基本的計画及び調整												
		・貨物流通の効率化、円滑化等に関する基本的な企画立案												
		・倉庫業に関する登録、許可、認可等												
		・観光地、観光施設の改善、その他観光振興												
		・旅行業、ホテル、旅館の登録に関する事務												
		・陸上、海上、航空交通に係る事故事例及び分析結果の収集												
		・鉄道、軌道の整備及び運行に関する事務												
		・一般旅客自動車運送事業等の許可、認可												
		・旅客定期航路事業等に関する事務												
		・自動車の登録、検査等に関する事務												
		・内航海運業に関する事務												
・港湾運送業に関する免許、許可等														
・船舶の航行の安全確保及び海洋汚染防止に係る監督														
地方航空局	・通勤・通学航空等地域航空の整備に関する企画立案													
	・不定期航空運送事業、航空機使用事業に関する事務													
	・管内飛行場の整備計画の企画立案、飛行場供用の調整等													
	・航空機の安全運航の確保に関する指導監督													
	・空港の航空管制に関する企画立案・実施													
航空交通管制部	・航空保安施設整備の企画立案・実施													
	・航空路（空港間及び洋上）を飛行する航空機に対する管制													
	・航空機の飛行経路、飛行高度等の承認													
気象庁	管区气象台	・外国管制機関、在日米軍及び自衛隊との調整												
		・災害予防、台風・集中豪雨・地震・津波等に関する観測・予報												
		・地域防災計画の策定等広域にわたる防災対応の実施												
海上保安庁	管区海上保安本部	・地球環境に関する観測・監視、情報発表の実施												
		・密輸・密航や不法操業など犯罪防止、海上における治安維持												
		・航路標識の設置・運用などによる海上交通の安全確保												
環境省	自然保護事務所	・海難救助												
		・自然災害や大規模油流出事故への対応等海上防災等												
		・国立公園の管理、国設鳥獣保護区の管理												
		・希少動植物の捕獲等に関する事務												

〔主な留意事項〕

公正取引委員会地方事務所業務については、道州で実施するにあたり、独立した委員会制度の設置を要検討。

現在の都道府県警察と管区警察局、公安調査局、税関、管区海上保安本部の各業務を合体した、新たな組織形態について要検討。

国税局の国税徴収に係る業務については、道州制後の税制度の構築の観点から、例えば、共同税方式の導入により、道州が一体的に徴税を行う機構について要検討。

主な国地方支分部局の見直し(試案)

省庁名	国地方支分部局名	設置の必要性	見直しの考え方
国家公安委員会	管区警察局	<p>総務観察部においては、府県警察の警察運営等の実情を踏まえ、監察実施計画に基づき、又は臨時に、府県警察に対する監察を実施しており、警察の効率的な運営及びその規律の保持に資するものとして警察庁が都道府県警察に対して行う観察の実施に当たり、必要不可欠なものとなっている。</p> <p>また、警察の情報通信システムは、警察運営上の神経系統とも言うべき役割を果たすものであることから、全国的に統制を行う必要があり、国が直轄で行っているものであるが、府県警察本部が情報通信の結節点となっていることから、府県ごとに府県通信部が設置されているものである。管区警察局情報通信部については、大規模な事故や災害等の発生時における警察活動に必要な通信手段を迅速に確保するため、同部の機動警察通信隊が臨時の通信系の設定その他警察活動に対する情報通信面での広域的な支援を行うほか、サイバー犯罪に係る各種技術指導を行っており、能率的な警察活動を推進するに当たりいずれも必要不可欠である。</p> <p>一の都道府県警察の集団警備力(機動隊等)をもってして対処することができない事案に対応するため、当該管内の府県警察の警察官から構成される管区機動隊を管区警察局ごとに編成し、その指導調整の下、サミット等の警備をはじめとする様々な治安事案に対処するという機能を果たしている。</p>	<p>警察業務の適正な執行等の監察については、道州内の観察制度の中で対応可能である。</p> <p>また、広域的な犯罪捜査やテロ等の大規模な集団犯罪についても、現行の管区警察局の管轄範囲内のものについては、広域化した道州の範囲で対応可能であり、それを超え、国家的な見地に立った治安維持・防止活動が求められるものについては、国(警察庁)が広域的に調整を図ることで対応可能ではないか。</p> <p>なお、大規模な犯罪や警備に対応した機動隊の編成等に係る指揮監督や幹部警察官の教育訓練についても、現在の都道府県を越える規模能力を有することにより、道州で対応することは十分可能ではないか。</p>
公正取引委員会	地方事務所	<p>地方事務所・支所が所掌している主な業務のうち、独占禁止法等の相談対応、及び違反被疑行為の申告受付については、独占禁止法等の内容の複雑さから地方事務所・支所の職員が直接相談者等と面談し事情を聞いて対応しているケースが多い。また、違反被疑行為の調査においては、通常、地方事務所・支所の職員が関係人を事務所等に呼び出し事情聴取を行った上で違反行為を立証している。このような業務内容から、本局が全地方事務所・支所の業務を一元的に担うことは極めて非効率であり、最低限ブロック単位で事務を管轄する地方事務所・支所の設置が必要である。</p>	<p>独占禁止法等の制度運用にあたっては、公正かつ自由な競争の促進の観点から全国統一的に実施される必要があるとともに、経済のグローバル化に伴い、競争政策の分野における国際的な協力も求められることから、国家的な見地に立って、引き続き、国が責任を負うべきであるが、地方における業務は、消費者行政とも関連が深く、道州が統一的な基準の下で実施することが可能ではない。</p>
防衛施設庁	防衛施設局	<p>防衛施設局は、防衛施設を取得し、その安定的な運用の確保を図るという任務を達成するため、関係地方公共団体、地主、基地周辺住民等の地元関係者の理解と協力を得ることが必要不可欠であり、米軍・自衛隊と地元関係者との間に立って、いわばパイプ役としての調整・交渉等の役割を果たしている。基地行政の基本的なスタンスは、地元関係者の頭越しに基地問題を推進することはしないということであり、基地周辺住民に与える影響や環境問題への対応等地元関係者が抱く米軍・自衛隊に対する不安・懸念を払拭するため、現地におけるパイプ役としての防衛施設局の機能・役割を果たす必要がある。</p>	<p>防衛施設関係業務は、国の防衛政策と密接不可分であり、国家存立に関する基本的な機能であることから、引き続き、国の役割とすることが適当ではないか。</p>
総務省	管区行政評価局	<p>評価活動を的確に進めていくためには、地域における政策の発現状況や国の行政運営の実態、行政課題の発生状況等を具体的なデータにより把握することが不可欠。このためには、現地に駐在し、地域行政に問題意識を持ちつつ情報を収集し、現地の行政事情に精通していることが必要。</p> <p>地域住民等から相談のあった国の行政に関する苦情や意見・要望の迅速・的確な処理を行うためには、関係行政機関からの事業聴取や現地調査など、相談者の所在地域に密着した活動が不可欠であること、また、総務大臣が行政相談委員法に基づき、各市区町村を担当区域として配置している約5千人の行政相談委員に対しても、現地においてきめ細かい指導・支援を常時行うことが必要。</p> <p>政策評価制度や情報公開制度の実効性を確保するためには、国民の身近にあって制度を熟知し、行政情報の所在案内にも長けた窓口が現地に必要。</p>	<p>国の行う行政事務に係る評価や行政課題の状況把握に係る業務であり、国の地方支分部局の業務の大半が道州に移管された後は、併せて道州において処理すべき業務となるのではないか。</p>

主な国地方支分部局の見直し(試案)

省庁名	国地方支分部局名	設置の必要性	見直しの考え方
総務省	総合通信局	情報通信を巡る状況としては、電気通信事業の競争の進展、通信を巡る公平競争と国際化、標準化等振興、格差是正事業等の公共投資、情報通信ネットワーク基盤整備推進、地上放送のデジタル化の推進等がある。総合通信局等は、本省の行政施策の実施機関であり、各種施策を地域的特性に具現化する役割がある。また、国民との直接的接点であり、情報通信行政の周知・広報を図るとともに、地方の電気通信事業者等の申請者からの各種申請に対応し、関係団体の指導、行政相談対応などきめ細やかな情報通信行政を展開するため設置しているところである。	電波管理等の電気通信行政は、全国統一的な視点から、その制度運用は、引き続き、国が担うことが適当ではあるが、地域における各種許認可や指導監督業務は、国の定めた基準等により道州で担うことは可能ではないか。
法務省	矯正管区	矯正管区は、国の刑事政策の一環として受刑者等被収容者の処遇を実施する管区矯正施設に対して、統一かつ均質的な国の施策の具体化を図るため、管内矯正施設の適正な管理・運営に対する指導・監督を司るとともに、管内矯正施設の実情を踏まえつつ、地域に根ざした矯正行政を実施するための国の地方支分部局として設置する必要がある。	刑事政策の一環であるとともに、国の存立の基本となる司法権限と密接不可分であることから、国が担うことが適当ではないか。
	地方更生保護委員会	地方委員会は、刑法第28条及び第30条第1項にいう行政官庁として、仮出獄及び仮出場を許可する権限等を与えられており、公平中立の立場に立って、慎重にこれらの判断がなされるよう、委員会制度が取られている。このように地方委員会は、準司法機関として位置づけられることに加え、保護観察所の事務の中間監督機関としての機能を併せ持ち、国家刑罰権の執行権限に深く関与する機関であることから、国の地方支分部局として設置する必要がある。	国の存立の基本となる司法権限と密接不可分であることから、国が担うことが適当ではないか。
	法務局	法務局の業務は、国民の財産や身分関係に直接の影響を与えるものである。その中で、例えば、登記は、国家の基本となる国土と法人の管理という国家運営の基本をなす制度であり、国民経済の基盤となっているのであり、その事務は、準司法的な行政処分である性質上、国自らによって厳正・公平・中立に行われる必要がある。そのため、法務省の地方支分部局として、全国に法務局・地方法務局を設置し、統一した事務を行っている。	国民の財産や身分関係等に関する業務であり、その制度運用は国家の存立の基本となすものであり、その運用は国が一元的に管理する必要はあるが、地方においては、関連事務として住民登録や戸籍事務や医療法人や社会福祉法人等の設立認可事務も担っていることから、登記等に関する事務を地方において実施することは十分可能ではないか。 また、こうした事務は住民生活や経済活動に密接に関係するため、できるだけ身近な基礎自治体で処理するほうが効率的ではないか。
	地方入国管理局	法務省が担当する出入国管理行政は、国家的見地から国内外の情勢を総合的に考慮して一定の方針を決定し、全国統一的に実施される必要があるが、一方で、同行政に対するニーズが全国各地に分散していることから、これに迅速に対応するために、地方支分部局たる地方入国管理局を設置する必要がある。	出入国管理に係る業務は、国家的な見地に立って、引き続き、その企画や方針決定については国が責任を負うべきであるが、実際の業務は、不法滞在等は警察と、出入国については空港、港湾の管理と密接に関連しており、全国統一的な基準に基づき道州において行うことが可能ではないか。
公安調査庁	公安調査局	無差別テロ等事件の発生を未然に防止するためには、全国に存在・拡散する破壊的団体等の活動、動向などについて、全国統一的な調査の視点、明確な目的及び系統的な指示に基づき、構成員並びに活動拠点に密着して迅速かつ継続的に把握するとともに、地方の特性を加味しつつ全国を網羅して端緒情報を収集することが必要不可欠であることから、これら調査・情報収集の拠点として地方支分部局を設置している。	国家並びに国際的な治安維持の確保の観点から、全国的視野で行う必要があるが、地方における実施に当たっては、道州の広域化した警察組織と連携しつつ、又は警察組織の一部として担うことは十分可能ではないか。全国的に統一して実施すべき案件や情報収集についても、警察活動と同様に国と密接な連携をとることで対応可能ではないか。

主な国地方支分部局の見直し(試案)

省庁名	国地方支分部局名	設置の必要性	見直しの考え方
財務省	財務局	財務局は、予算執行調査、災害復旧事業費の査定立会、予算の繰越承認、財政融資資金の貸付け等財政を所管する国庫大臣の出先機関として予算統制の観点から国自らが行わなければならない業務を各地域において実施している。また、国民共有の財産である国有財産が適正かつ効率的に活用されるよう、各省庁行政財産の総合調整や国有財産の利用状況の監査等を各地域において実施しているが、これも財政機能の一環であり、国自ら行わなければならない業務である。さらに金融庁長官等の委任を受け、地域における金融機関等の検査・監督・監視を実施しているが、金融システムは、国民経済の基盤をなすものであり、金融機関の健全性が確保されているか否かは、信用秩序の維持に重大な影響を及ぼすものであることから、国自ら行う必要がある業務である。	国の予算執行並びに国有財産の管理については、国の固有事務であり、引き続き、国が担うことが適当であるが、地方支分部局の大半の事務を道州に移管した後は、対象となる予算執行や財産の大半も道州に移管されるべきである。 なお、地域経済における情報把握等については、地域の実情を最も把握している広域自治体が担うことは十分可能ではないか。
	税関	税関の業務は、適正かつ公平な関税等の賦課徴収、不正薬物等の社会悪物品等の密輸取締、テロ対策や大量破壊兵器の拡散防止等のため、輸出入される全ての貨物を国境で管理する一連の業務(ボーダーコントロール)であるが、これらは、外交・防衛等と同様に、国家として存立にかかわる最も基本的な業務であり、「国」が法令に基づいて厳正かつ統一に行うべきものであることから、国の地方支分部局を設置して行わせることが不可欠である。	税関の業務は、国内外も通商政策や外交政策に密接に関係するものであり、全国統一的に行う必要があるが、実際の業務は空港や港湾における現地性の高いものであり、国が定めた基準に基づき、施設管理と一体の業務として道州で実施するのが適当ではないか。
国税庁	国税局	国税については、経済取引の広域化・国際化に対応し、全国的・世界的な規模での所得等の把握、効率的な税務調査等を行い、適正・公平な課税を実現していく必要があるが、こうした観点からは、全国的な組織による一元的な徴税事務の実施が不可欠であることから、国の地方支分部局を設置して、これらの業務を行わせることが必要である。	国税徴収等に係わる業務は、本来、国固有の事務であり、引き続き、国が担うべきであるが、例えば、将来の地方税財制度のあり方の検討とともに、徴税コストの削減の観点から、広域自治体が地方税と併せて一括して徴収する仕組みも検討する必要があるのではないか。
厚生労働省	地方厚生局	薬事監視及び医療監視業務等の監視及び指導監査業務を通じて、法及び制度に定められた趣旨を国として一律により身近な各ブロックごとに実施するとともに、社会状況の変化等を踏まえた制度の見直しにも反映させることが必要である。 また、複数の都道府県にまたがる医療法人、中小企業等協同組合、社会福祉法人、消費生活協同組合等に対する許認可事務等は、都道府県単独では事務ができないことから、国の機関が事務を所掌する必要がある。 麻薬取締捜査等の業務については、麻薬・覚せい剤等の乱用は、国民の保健衛生に危害を及ぼすのみならず、犯罪の誘発など社会秩序にも大きな害を及ぼすものであるため、世界的規模で規制が行われ、国際条約においても麻薬の管理は国において実施するよう義務付けられており、国自らの責任においてその対策を講じていくべきものである。このため、わが国も徹底した取締を行っているが、薬物犯罪の捜査や鑑定には薬物に関する専門知識や体制の整備が不可欠であり、このため薬物犯罪専門の捜査機関として麻薬取締部が設置されている。	医療関係の監視指導は、国民の生命安全に係わるものであり、その規制や基準等の制度運用にあたっては、全国統一の視点から国が担うべきと考えられるが、具体的な規制監視業務については、すでに地方においてその一部を実施していることから、広域自治体を中心として、その業務全般を担うことは十分可能ではないか。
	検疫所	検疫所の目的は、外国からわが国に来航する航空機、船舶を介して検疫感染症等の病原体の国内への進入防止、並びに輸入食品等の安全性を確保するため、全国主要な海空港に設置する必要がある。	世界規模的な発生による感染症対策や食品安全性の監視など、国において統一の基準や広域的な判断の下に実施すべき対応はあるが、地方の検疫所が行っている、空港や港湾における現地性の高い業務については、施設管理と一体の業務として、国の基準に基づいて道州で実施するのが適当ではないか。

主な国地方支分部局の見直し(試案)

省庁名	国地方支分部局名	設置の必要性	見直しの考え方
厚生労働省	都道府県労働局	<p>最低労働条件や労働安全衛生, 男女均等取扱いの確保等を全国一体的に担保する必要があること, 労災保険や雇用保険関係業務は, 地域による企業・国民の負担の平準化, 公平化等を図るため全国一元的に運営する必要があるとともに, 労働災害防止や失業者の再就職促進, 不正受給防止等の観点から労働基準関係業務や職業紹介業務と一体不可分に運営する必要があること, 労働基準監督機関や公共職業安定機関については, ILO条約において国の機関の指揮監督の下に置かなければならない旨規定されていることから, 国の事務として, 厚生労働大臣の直轄的な指導監督の下に一体的な組織性をもって事務執行を行うことが不可欠であること。</p> <p>労働者の働く環境の整備と雇用の確保といった複数の分野にまたがる政策課題に対して, 労働基準, 職業安定及び雇用均等の3行政が有機的に結びつき, 一体となって対応することが必要となっていることから, 都道府県労働局並びにその業務の一部を分掌する労働基準監督署及び公共職業安定所を設置している。</p>	<p>労働者の身分保障や雇用条件に係る制度運用にあたっては, 国の責務として, 全国統一的に実施する必要があると考えるが, 労働条件や雇用実態は, 地域によって様々な形態があることから, 産業・雇用政策と相まって, 労働条件の監視指導や雇用確保のための職業紹介等の職業安定業務を一体的に地域において実施するほうが効果的な執行が可能となるのではないかと。</p>
社会保険庁	地方社会保険事務局	<p>社会保険関係事務については, 都道府県知事の機関委任事務として, 社会保険関係地方事務官が処理していたが, 地方分権における機関委任事務の廃止に伴い, 国の直接執行事務として整理され, 社会保険関係地方事務官は厚生事務官とすることとされ, これに伴い, 都道府県の組織として置かれていた保険主管課(部)及び国民年金主管課(部)についても, 国の組織に移行することとされた。</p> <p>このため, 都道府県保険主管課(部)及び国民年金主管課(部)において行っていた, 保険医療機関等の指定・取消, 指導監督といった行政権限の行使及び管内の社会保険事務所の管理指導機能を含む社会保険関係事務を行う受皿組織として, 社会保険庁の地方支分部局として地方社会保険事務局が設置されたものである。</p>	<p>従来, 都道府県で実施していた事務であり, 国からの法定受託事務として実施可能である。</p> <p>事務の性格は, 地域に密着した業務で地方で行うに適しているが, 国の直接執行事務とされたのは, 地方事務官の身分移管問題が主な理由であったと考えられるため, 道州の役割とすることが適当ではないかと。</p>
農林水産省	地方農政局	<p>地方農政局においては, 食料の安定供給や食の安全・安心の確保等の国の責務を果たすため, 例えば, 牛肉のトレーサビリティ等の農林水産物の安全性の確保に関する業務, 食料・農業・農村基本計画で目標とする生産性や収益性の高い農業を展開していくために必要な大規模な生産基盤等の整備に関する業務といった全国的な統一性を確保する観点から国の関与が必要不可欠なもの, 国家存立に関わるもので国の直接実施が必要なもの, 都道府県の区域を超えるような広域的な観点が必要とするものなどを実施しており, 国として本来的に果たすべき役割を担っている。</p> <p>これらの業務は, 地域性の大きい農業及び農村の実態を迅速かつ的確に把握しつつ, 地域の実情に即して弾力的かつ機動的に実施する必要があることから, 農林水産省の地方支分部局として地方農政局が設置されているものである。</p>	<p>大規模な生産基盤等の整備が全国的統一性を要するとは考えられないが, 仮に全国的に統一性を確保する観点から国の関与が必要であっても, 国の直接実施が必要とは言えない。</p> <p>国家存立に関わると言える内容の事務はなく, 都道府県区域を超える広域の事務についても, 少なくとも道州として広域化すれば, その役割とすることは可能ではないかと。</p> <p>地域性の大きい農業及び農村の実態を迅速かつ的確に把握しつつ, 地域の実情に即して弾力的かつ機動的に実施するためには, 国の機関として行うよりも道州又は基礎自治体による実施が適当ではないかと。</p>
林野庁	森林管理局	<p>国有林野の管理経営等(地域ごとの管理経営計画等の樹立, 森林の整備, 産物の売払い, 土地の貸付, 森林治水事業の実施及び林野の保全に係る地すべり防止事業の実施等)は国有財産の管理・処分の一環として, 国が統一的に実施することが必要, かつ, 効率的である。また, こうした管理経営等は, 全国的な統一性を確保しつつも, 森林の特性や地域の実情を反映させながら, 適切かつ効率的に行う必要がある。</p>	<p>現在も地方において同様の林野事業を行っており, 事業実施は可能である。むしろ, 現在, 地方で担っている治山・治水等の国土保全の一環として, 道州で一体的に処理するべきではないかと。</p>

主な国地方支分部局の見直し(試案)

省庁名	国地方支分部局名	設置の必要性	見直しの考え方
水産庁	漁業調整事務所	<p>我が国の排他的経済水域内で、中国・韓国・ロシアとの協定により許可を受けて(国際交渉により毎年改定)、又は許可を受けずに操業する外国漁船の取締りは、国が担う必要ある。また、各都道府県の地先海面における知事管理漁業の取締りについては主として当該都道府県が担う一方で、各都道府県の範囲を超えて回遊する水産資源を対象とする大臣管理漁業の取締りについては国が担う必要がある。</p> <p>また、漁業調整に当たっては、漁業による海面の利用は複雑に錯綜(一の魚種を同一の又は異なる海面で各種の漁法により漁獲している等)していること、多くの水産資源が各都道府県の範囲を超えて回遊すること、都道府県の地先海面の境界も必ずしも明確でないこと、等の理由から、複数の都道府県や多数の漁業者を対象に連絡調整や調停等を行い、これら関係者の利害を調整する作業が必要となることも多い。</p> <p>さらに、広範囲に回遊する水産資源を対象として資源回復のための措置(放流、禁漁区の設定、減船、休漁等)実施するためには、都道府県の範囲を超えた広域的な調整等を行うことが不可欠である。</p> <p>上記のような対応を効果的・効率的に行うためには、関係海域に近接した地に漁業調整事務所を置き、漁業取締船や漁業監督官を配置して取締りに当たらせるほか、これら海域における漁業や関係者の状況を十分に把握させた上で、調整や調停等に当たらせることが必要である。</p>	<p>外国漁船の寄港や操業の許可については、国際的な交渉の結果として国が責任を負うべきであるが、実施については、国家間の協定に基づき、道州で実施可能である。</p> <p>また、密漁や違法操業などの取締りは、都道府県においても実施しており、外国船と内国船を区分して行う必要はない。</p> <p>漁業調整や水産資源の回復についても、都道府県で同様の事務を行っており、都道府県を越える広域的な課題についても、道州であれば対応できるのではないかと。</p>
経済産業省	経済産業局	<p>経済産業局が担っている資源エネルギーの安定供給のための施策や、消費者保護、製品安全、産業保安、電力ガス保安等の各種規制の的確な実施による国民生活の安全・安定の確保施策などの経済産業行政の的確な実施は、我が国の社会経済活動の基盤として不可欠である。</p> <p>原子力災害などの大規模事故や災害発生時などの緊急事態の際には、的確な情報収集に基づく、インフラ復旧や物資供給など迅速な対応を行うことが必要である。</p> <p>また、地域経済の活性化・中小企業施策、産学官連携等の人的ネットワーク形成等、環境・リサイクル施策については、全国的規模・視点で行われるべき政策・競争条件の整備、制度実施等について、経済産業省本省と連携しつつ、各地域経済の実情を踏まえた施策の展開が必要である。これらの経済産業行政の実効的な遂行に不可欠な地方支分部局として、経済産業局が設置されている。</p>	<p>国全体におけるエネルギーの安定供給については、経済産業省において担う必要があるが、個別の規制実施や消費者保護行政などは、地方の役割とすることが適当ではないかと。</p> <p>原子力の安全対策は国の責務であるが、災害発生時などの緊急事態への対応は、現実に災害対策やインフラ整備を含む総合行政を担っている地方において行う方が適当ではないかと。</p> <p>地域産業施策、環境・リサイクル施策等についても、国の取組みと連携しつつ、地域の実態に即して実施する必要があり、道州の役割とすることが適当ではないかと。</p>
	鉱山保安監督部	<p>鉱業は、鉱山という自然を相手に坑内掘り等特殊な環境下で鉱物の採掘を行う事業であるとともに、ひとたび災害が発生した際の人的被害や環境への影響が甚大であり、鉱山における保安確保、環境保全には鉱山の特殊性を踏まえた的確な監督・規制行政の実施が不可欠である。規制対象たる鉱山は全国に存在しているとともに、災害発生時などには直ちに現場に急行し司法警察権に基づく司法捜査、再発防止措置の実施等の対応を行う必要があるため、実効的な鉱山保安行政の実施に当たっては、的確な規制・監督・災害対策を現場で実施することが不可欠である。また、鉱山保安の特殊性を踏まえ、環境規制や産業保安規制を含めて鉱山保安法体系のもと、鉱山保安監督部長に責任と権限を一元的に担わせ、生産・振興行政との適切な独立性を確保しながら、的確な保安の確保を図っているところである。なお、石炭等鉱山数は減少しているものの、鉱山は全国に660余り存在し、事故、災害の発生頻度は他産業に比して依然高い水準にある。また操業が放棄された数多くの休廃止鉱山を含む鉱害対策も重要である。このような状況を踏まえ、鉱山保安行政の的確な実施体制として、鉱山保安監督部が設置されている。</p>	<p>広域性のある業務とは考えられない。産業振興、環境規制や災害対策など、現行の都道府県の事務と関連が深く、道州の役割とすべきではないかと。</p>

主な国地方支分部局の見直し(試案)

省庁名	国地方支分部局名	設置の必要性	見直しの考え方
国土交通省	地方整備局	<p>地方整備局は中央省庁等改革基本法に基づき、旧運輸省及び旧建設省に置かれた公共事業に関する事務を行う地方支分部局であって、その管轄区域が一の都府県を超えるもの(具体的には港湾建設局及び地方建設局)は、一の都府県の区域を超える各地方を単位として統合し、これに、その管轄区域における国土交通省が所掌する公共事業の実施及び助成、地方計画に関する調査及び調整、施設の管理、災害の予防及び復旧その他の国土の整備及び管理に関する事務を主体的かつ一体的に処理させるために地方自治法第156条第4項の規定に基づく国会の承認を経て設置されたものである。</p> <p>社会資本の整備については、国と地方が適切な役割分担の下に進めていくことが必要であり、国は広域的なニーズ又は国家的な見地からこれに取り組むことが必要。例えば、洪水等により国民の生活、又は全国的な経済活動に重大な支障がある水系、国土の骨格をなす極めて広域性の高い幹線道路、広域ブロック間を有機的に連携し国内輸送ネットワークを支える港湾・空港などを国が責任をもって整備等を行うことが必要であり、地方整備局が本省、他の地方支分部局、地方公共団体等とも連携しつつ地域ブロックにおいて対応することが適当である。</p>	<p>社会資本整備については、全国的な視点を要するもの、国土の骨格をなす極めて広域性の高い幹線道路、広域ブロック間を有機的に連携し国内輸送ネットワークを支える港湾、空港など、国が責任を持つべき分野が存在するが、現行の地方整備局の業務の中には、県内完結型の国道や河川の整備・管理など、都道府県の役割として整理し得るものも多く含まれている。</p> <p>道州として広域化することを踏まえると、多くの事務は道州の役割として整理することは可能であり、国が引き続き責任を持つ分野についても、その実施は道州が担うことは可能ではないか。</p>
	地方運輸局	<p>国土交通省が担っている交通のサービス向上や安全確保等の交通・観光政策は、以下により国とその地方支分部局が行うことが適当である。</p> <p>交通事業は、総合的な交通サービスとして、広域的な利用者ニーズに応えることが必要であることから、これに対応する交通行政も都道府県を超えた広域的な展開が必要。例えば、国際観光振興についても広域的な観光ルートの開発等、都道府県の枠を超えて広域的に展開する必要があり、バス等についても、幹線鉄道・空港等への接続等、広域幹線ネットワークの整備という広域的な観点が必要なことから、地方運輸局が本省、他の地方支分部局、地方公共団体等とも連携しつつ地域ブロックにおいて対応することが適当である。</p> <p>規制緩和により事後チェック行政へと転換が進む中で、輸送の安全確保は交通行政の基本。その適切な遂行には、全国一律の基準・一元的運用による透明性・公平性を確保、国際的な統一基準への的確な対応、技術基準・許可基準の適用・解釈に係る高い専門能力の確保が必要であり、これに的確に対応できる地方運輸局が本省と連携をとりつつ実施することが適当。</p>	<p>広域的な展開が必要な業務については、道州として広域化することで対応可能ではないか。</p> <p>輸送の安全対策等の規制行政については、道州で実施しても、国の法律や基準に基づいて適正に事務執行を行うことは可能であり、全国一律の基準による透明性・公平性は確保できるのではないか。</p>
	地方航空局	<p>以下により国とその地方支分部局である地方航空局が行うことが適当である。</p> <p>航空交通は、航空機による輸送の特性から、行政区画にとらわれず広域的に展開するものであり、これに対応する航空行政も都道府県を越えた広域的な展開が必要。たとえば、空港の運用時間や就航機種、便数等の制限や変更を検討する際には、当該空港と運行先の相手空港を含め、就航機種、運行条件、スポットの割当て等について都道府県の枠を越えて企画・調整を行う必要があることから、地方航空局が広域的な観点から対応することが適当。</p> <p>航空交通の安全確保は航空行政の基本であり、その適切な遂行には、全国一律の基準・一元的運用による透明性・公平性の確保、国際的な統一基準への的確な対応、航空機の出発・進入に係る管制、空港管理・運用、航空機検査等に係る高い専門能力の確保が必要であり、これらに的確に対応できる地方航空局が本省と連携をとりつつ実施することが適当</p>	<p>航空行政は、地域ブロックを超えて広域的に処理すべき事務であり(現行は日本を2つに分けているだけ)、国において企画、調整すべき部分はあると考えられるが、これらは、国の直轄として残しつつ、各空港出張所等において実施されている指導監督等の実務については、空港を管理する道州において一体的に実施するのが適当と考えられる。</p>

主な国地方支分部局の見直し(試案)

省庁名	国地方支分部局名	設置の必要性	見直しの考え方
国土交通省	航空交通管制部	<p>以下により国とその地方支分部局である航空交通管制部が行うことが適当である。</p> <p>航空交通の安全の確保のためには、国際民間航空条約等に基づく全国一律の方式、基準を用いた航空管制業務の提供が行われる必要があり、さらには、航空交通管制業務には著しい専門性が要求される。</p> <p>管制部が管制業務を提供している航空機の運航は、都道府県や地方ブロック内で留まるものではなく、広域ネットワークを形成しているものであることから、都道府県等の行政区画を超えて、我が国の航空交通の特性に応じて広域的に空域を区分し、管制業務を提供する必要がある。</p> <p>我が国における航空管制業務は、国土交通省航空局に加え、在日米軍、自衛隊が並立して実施しており、外交及び国防に密接な関連を有する業務である。特に、在日米軍との調整は日米安全保障条約に基づく国家主権の発動として行われている。</p>	<p>航空管制は、地域ブロックを超えて広域的に処理すべき事務であり(現行は日本を2つに分けているだけ)、道州として広域化しても、なお道州の役割とすることは適当ではないと考えられる。</p>
気象庁	管区气象台	<p>気象業務・防災業務を的確に実施するためには、本庁のスーパーコンピュータ等を基軸として、アメダス、レーダー等の観測網、アデス等の予報・通信設備等を全国規模で一体的・体系的に整備・運用する必要があり、これにあたる高度な専門能力を持った職員を含め、地方公共団体においてこれらを確保するのは極めて困難である。</p> <p>かかる体制を前提として、気象業務・防災業務にあたっては、大規模な台風、地震等の現象を全国的・広域的に把握しつつ各地域の特性を踏まえた的確な予報・警報等を行い、また地域防災計画の策定等においては、災害を全国的・広域的に想定しつつ各地域の特性を踏まえた的確な計画を策定する必要がある。</p> <p>このため、本庁の指導の下、関係省庁や地方支分部局及び地方公共団体と連携しつつ、管轄区域において国としての危機管理に直結した業務や国際的な責務を遂行する機関として管区气象台等が置かれている。</p>	<p>全国的な観測施設やスーパーコンピュータの利用などを必要とし、国による一元的な管理は必要であるが、地方における気象観測や予報は、道州においても可能であり、地域防災計画等、地方行政との関わりも多いと考えられる。国との適切な役割分担と連携が必要であるが、日常的な業務は道州の事務とすることが適当ではないか。</p>
海上保安庁	管区海上保安本部	<p>海上保安業務は、密航・密輸事犯や尖閣諸島事案のように国家主権の確保に直接関わるものであり、また広大な海域において巡視船艇を使用して実施するものであるから、国が一元的かつ効率的に実施する必要がある。また、船舶は移動性が高いため国境や地方公共団体の境界を容易に越えて活動するものであること、地方公共団体は陸上の地理的・経済的なつながり等を重視しているために海上を選んで境界線を設定していることが多いこと等に鑑みても、海上保安業務は国が一元的に実施する必要がある。</p> <p>我が国の広大な海域における海上保安業務の効率的な執行体制を確保するためには、海上保安部(全国65ヶ所)や海上保安署(全国に54ヶ所)等の現場業務を実施する組織を本庁の下に直接に位置づけるのではなく、その中間に、特定の海域内で完結する事案について一定レベルの指揮・調整・判断を行える機関を置くことが適当であり、このような観点から、全国に11ヶ所の管区海上保安本部を設置している。</p>	<p>基本的には、海上における警察業務であり、出入国管理や検疫などと同様に、国としての責務は維持しつつ、実施については、現行の都道府県を超える海域についても、広域化した道州において、犯罪行為、海難救助、自然災害等への対応は可能ではないか。</p>
環境省	自然保護官事務所	<p>自然保護事務所の管轄として、主に野生動植物の保護を業務とする「支所」と、国立公園に関する業務を中心に行う「自然保護官事務所」がある。</p> <p>国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的としており、また自然環境保全地域、生息地等保護区では、開発などにより自然が破壊されることを防ぐことを目的としている。自然環境保護の業務は、対象となる自然や動植物は、一度破壊されたり、絶滅したりすると、回復不可能であるなど、国民全体の利益や地球環境保全のために極めて重要な業務であり、国の責任において行う必要がある。また、対象物が都道府県の枠を越えて広域にわたることから、国が一元的に実施する必要がある。</p>	<p>自然環境の保全や動植物の保護は、国全体の視点で行うことが必要であるが、国において定める基準等により、地方で適切に実施することは可能である。都道府県域を越える自然が対象ではあるが、道州として広域化すれば対応可能ではないか。</p>